

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	玉津地区 (二ツ屋集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主食用水稻のほか、野菜栽培などの近郊農業が行われているが、農業者の高齢化・後継者不足等により維持管理が難しくなっている遊休農地がある。

・今後は耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要である。

・水路が古くなっており、修繕をしていく必要があるが、費用的に難しい。

・農地面積が小さく水稻や通常の野菜だけでは収益が見込めないことや、高齢になってきたために、機械の新規購入や修理といったことに対して躊躇してしまう。

・地区内の農家人口も減ってきていることもあり、収穫時期や草刈りなどの管理といった際の人手が不足している。

・農道に一般車両が通行することが多くなってきており、道が荒れ車を止めての作業がしづらくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻や玉ねぎ、軟弱野菜を主要作物としつつ、各農家の判断で作物を段階的に有機農業等に切り替えて、団地形成を検討する。

・北側エリアは自己保全が多く、高速道路より南側エリアは水路が古くなってきており、修繕や新しく整備するにもコストがかかるため、後継者がいなくなった農地などは集約・集積し、活用方法を検討する。

・また、中心部は農地エリアとして、必要に応じて農地エリアとそれ以外のエリアの土地と交換・集約し効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・二ツ屋地区の農地利用については、認定農業者を中心経営体に位置づけ、水稻栽培のほか、施設野菜等の高収益作物の生産面積の拡大を図るほか、有機や減農薬栽培などの高付加価値化にも取り組む。
・入り作を希望する近隣地区の認定農業者や認定新規就農者の受入を促進し、農地の集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・営農をするための農地エリアと今後後継者が不在となるエリアとの棲み分けを農地バンクなどを活用して実現していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・通常の作物では採算がとれないため有機栽培をメインとした組合を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				